

土 浦 市 建 設 工 事 特 記 仕 様 書

建設部道路建設課

(総則)

第1条 本特記仕様書は、07道建街工第4号及び08国補道建街工第3号及びR8市単公下第1号 都市計画道路荒川沖木田余線（Ⅱ期）改良工事（第2工区）に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）を補完する。

(工期)

第2条 工期は、雨天や休日等を見込み、契約日の翌日より150日間とする。なお、休日等には土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇、GW休暇を含んでいる。

(工事数量)

第3条 工事数量は、別紙「工事数量総括(内訳)表」のとおりとする。

(工程関係)

第4条 本工事の作業時間帯は、下表のとおりとすること。なお、作業時間帯の変更を要する場合には、速やかに監督員と協議すること。

工 種	作業時間帯	期 間
全工種	作業開始 9時 00分 作業終了 17時 00分	工事完成まで

(建設資材)

第5条 使用する材料について、共通仕様書に定める条件を満たすものが、県産材で確保できる場合には、その優先使用に努めること。なお、県産材とは、「茨城県内で生産されたもの、または加工し製品化されたもの」をいう。

(工事支障物件等)

第6条 工事区間内に、他社が占有している地下管路等がある場合は、現場での施工に先立ち、資料調査や試掘等を行い、その位置を確認したうえ注意して施工すること。

(建設機械)

第7条 使用機械のうち、指定しているものについては、排出ガス対策型の基準値以上のものを使用すること。

2 排出ガス対策型機械の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。なお、排出ガス対策型機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

(過積載の防止)

第8条 本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不正表示車等に土砂等

を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。

- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為(過積載、さし枠装着車や不正表示車等の使用)を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (7) 下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

(地元地区との調整)

第9条 工事の施工にあたっては、監督員と調整のうえ地元地区・近隣住民等に十分周知した上で着手すること。

(交通誘導員の配置)

第10条 工事の施工にあたっては、交通誘導員を配置し、一般交通等に支障のないよう十分注意して施工すること。なお、交通誘導員は警備業者の交通誘導業務に従事する警備員とすること。

(不足土の運搬)

第11条 本工事における不足土については、下記により搬出すること。

搬出先は、土浦市常名地内(常名運動公園予定地)とし、片道運搬距離は4.9kmとする。

搬出に係る諸条件については、監督員の指示に従うこと。

- (1) 搬出は、常名運動公園予定地内からとする。
- (2) 搬出する土の詳細な場所については、施設管理者および監督員との協議により決定し、その指示に従うこと。
- (3) 搬出経路のうち、市道Ⅰ級41号線の区間については、30km/h以下で走行することとし、騒音対策に努めること。
また、運搬車両が複数台走行する場合は、車両間の連絡体制(無線等)を確保し、走行する一般車両への配慮を徹底すること。
- (4) 土のコーン指数を測定し、第3種建設発生土以上の土質であることを確認すること。
- (5) 予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議しその指示に従うこと。

(建設副産物実態調査)

第12条 建設副産物実態調査(センサス)の対象となる建設副産物の品目については、「建設副産物情報交換システム「COBRIS」(コブリス)」によりデータを登録すること。登録後、紙媒体で1部提出すること。なお、オンラインでのデータ登録による調査票は、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書第1編第1章総則1-1-1-18建設副産物第7項に基づく再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出に代わるものとする。

(建設リサイクル法に係る積算条件明示)

第13条 本工事は建設リサイクル法の対象工事である。本工事における分別解体・再資源化等については、下記の積算条件を設定している。なお、この条件は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであり、確認した内容が別の方法となった場合でも、契約変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情や、請負者の責によるものでない事項により、予定した条件によりがたい場合には、監督員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※1)
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※1 該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化をする施設の名称及び所在地(※2)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
アスファルトコンクリート塊	前田道路㈱	土浦市上坂田1421
コンクリート塊	前田道路㈱	土浦市上坂田1421

※2 積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

(再資源化等報告書)

第14条 分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督員の指示する様式を作成し、監督員に報告すること。

(再生資源利用(促進)計画書の掲示等)

第15条 再生資源利用(促進)計画書(以下、計画書)は、建設副産物情報交換システム(COBRIS(コブリス))へ入力し作成するものとし、工事現場の見やすい場所に掲示すること。

2 計画及び、実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

(境界杭等の管理)

第16条 本工事の施工にあたり、境界杭等については次のとおり注意すること。

(1) 工事箇所にある境界杭及び測量基準点については、事前に必ず確認し、民地等へ構造物等が越境しないよう十分注意すること。

(2) 工事完成後に境界杭を設置する際は、必ず測量士の資格を有する者が行い、設置完了後、境界点網図にその者の証明捺印した図面を納品すること。なお、請負者において設置が困難な場合は、請負者の費用負担で測量会社等に依頼して行うこと。

(3) 境界杭の規格や設置方法については、監督員の指示に従うこと。

(電子納品の対象工事)

第17条 本工事は電子納品の対象工事であり、下記の内容を実施すること。

(1) 工事写真を電子媒体等で納品すること。また、完成図については、受発注者間で協議し、電子納品することとなった場合には、CADデータ等を電子媒体で納品すること。

(2) 電子納品の対象となる成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」に基づくこと。特に、工事写真、CAD図面の作成にあたっては、それぞれ「デジタル写真管理

情報基準(案)」、「CAD製図基準(案)」に基づくこと。

- (3) 電子納品対象成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R)2部及び紙媒体1部とする。
- (4) 受注者は、電子納品に必要なソフト環境の整備を行うこと。
- (5) その他、電子納品に関する詳細な取り扱い等については、受発注者協議のうえ、発注者の指示に従うこととする。

(情報共有システム対象工事)

第18条

- (1) この工事は、土浦市が発注する建設工事における情報共有システム試行要領(土木工事編)(以下、「試行要領」とする。)第3条に基づき、受注者希望による情報共有システムの対象工事である。
- (2) 実施にあたっては「試行要領」に基づくものとする。
- (3) 活用する情報共有システムは、茨城県の「茨城県土木部情報共有システム要件書」を満たすシステムから受発注者協議により決定する。
- (4) 情報共有システムで対象とする工事帳票は、「試行要領」の別表第1 情報共有システム試行対象書類一覧表(土木工事)を基本に、受発注者協議により決定するものとする。

(コリンズ(CORINS)への登録)

第19条 本工事は、コリンズの登録対象工事であるので、工事实績情報サービス(CORINS)への登録を行うこと。また、登録内容確認書を監督員に提出すること。

(創意工夫等に関する実施状況)

- 第20条 受注者は、本工事において実施した「高度技術」及び自主的に実施した「創意工夫」、「社会性」に関する状況を提出できるものとする。
- 2 発注者は、受注者からの提出のあった創意工夫等に関する実施状況の内容を検討し、評価すべき内容であれば、工事成績評価にてこれを考慮する。

(労働安全衛生法等の遵守)

第21条 受注者は、共通仕様書1-1-1-34に基づき、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、特に次の事項に留意すること。

- (1) 受注者は、高所作業における作業床、囲い、二段手すり、幅木、防網の設置、作業員の安全帯の使用、悪天候時の作業禁止、照度の保持、踏み抜きの防止、不用のたて杭等における危険の防止、昇降設備の設置、墜落危険箇所の立入禁止等により、墜落・転落災害の防止措置を講じること。
- (2) 受注者は、建設機械による作業に先立ち、当該建設機械の転落、地山の崩壊等による作業員の危険を防止するため、地形や地質の状況等を調査し、作業計画を定めてから作業を行うこと。また、作業中は、機械の制限速度、転落・接触等の防止、誘導者の合図、運転者が運転位置から離れるときの措置、機械の移送、搭乗・使用の制限、修理等について、関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、地山の掘削作業に先立ち、地山の崩壊や埋設物の損壊等により危険を及ぼすおそれのあるときは、作業箇所及び周辺の地山について調査し、掘削の時期及び順序を定めて作業を行うこと。また、土砂崩壊災害の防止等のため、手掘り掘削における掘削面の勾配や土止め支保工、防護網の設置、作業員の立入禁止、埋設物等による危険の防止、掘削機械等の使用制限、誘導者の配置、保護帽の着用、照度の保持等について、関係法令を遵守すること。

- (4) 受注者は、建設機械の操作や玉掛け作業を、法令で定める免許を有する者、または技能講習や特別教育修了者に行わせること。
 - (5) 受注者は、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を終了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。
 - (6) 受注者は、土止め支保工の切り梁、腹起こしの取り付け、取り外し作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、土止め支保工作業主任者を選任しなければならない。
- 2 受注者は、監督員より作業員の免許等の提示を求められたときは、協力すること。

(法定外の労災保険の付保)

第22条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理)

第23条 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

(設計変更等)

第24条 設計変更等については、契約書第18条から第25条、土木工事にあつては共通仕様書に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン[土浦市]:令和8年3月改訂」によることとする。

(低入札価格調査制度の対象工事)

第25条 本工事は、低入札価格調査制度の適用対象工事である。

- 1 低入札価格調査制度の調査対象者となった場合には、入札した価格で契約内容が履行可能であることを、発注者に対して合理的に説明しなければならない。なお、合理的な説明がない場合には、履行不能と判断し、失格とする。
- 2 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者の求めに応じ、低入札価格調査に係る資料を作成し、提出しなければならない。
- 3 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者から低入札価格調査に係るヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- 4 低入札価格調査の結果、落札することとなった者は、確実な業務履行、調査内容に整合した工事の施工を確約する確約書を、発注者に対し、契約時に提出しなければならない。
- 5 低入札価格調査を経て契約した受注者は、調査内容と実際の施工との整合性を発注者が確認する際に、これに協力しなければならない。なお、調査時に提出した下請予定者

と実際の下受注者が異なる場合には、発注者の指示する様式により理由書を提出しなければならない。

- 6 低入札価格調査を経て契約した受注者は、施工体制台帳、下受注者通知書、施工計画書の提出に際し、発注者から、その内容の詳細についてヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- 7 低入札価格調査を経て契約した受注者は、監督員が監督業務を行う際、主任技術者または監理技術者を立ち合わせなければならない。なお、低入札価格調査を経て契約となった工事については、発注者による重点的な監督業務や厳格な検査が実施されることから、同種同規模程度の工事に比べ、監督や検査の頻度が増える等の措置が行われることとなる。
- 8 低入札価格調査を経て契約した受注者が第6項、第7項に基づく確認作業に協力しない場合や、確認の際に虚偽の説明をした場合、または低入札価格調査時の説明内容と実施状況が大きく乖離している場合等には、契約違反等として指名停止等の措置を行うことがある。

(総合評価方式の対象工事)

第26条 本工事は、総合評価方式の対象工事とする。

- 1 本工事に関する若手技術者の配置計画が適正と認められ評価された場合、受注者は技術資料に基づいて従業員を本工事に配置しなければならない。
- 2 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の配置計画に基づく若手技術者の従事状況を確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。また発注者から若手技術者の従事状況の立会を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 3 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の新規雇用者の従事状況を確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。
また、発注者から雇用者の従事状況の立会を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。
- 4 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の配置予定技術者の保有資格に基づく従事状況を確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。また、発注者から配置予定技術者の従事状況の立会を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。
- 5 受注者の責により技術資料どおりの履行が為されなかった場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。
- 6 技術資料に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

(週休2日制での施工について)

第27条 本工事は、「週休2日制促進工事」(以下、本条において「週休2日制促進工事」という。)であり、「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」(以下、「要領」という。)第5条第1項(1)に規定する発注者指定型を適用する。

- 2 受注者は、要領第2条に規定する週休2日制での施工にあたり、要領第6条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制(月単位)の場合は、月単位で28.5%(2/7)以上の日数を現場閉所日とすること。((2/7未満または2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。))また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが

判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

- 3 受注者の都合により要領第6条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。
4週8休制（月単位）の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
- 4 受注者は、週休2日制による施工について、下請業者等の理解を得たうえで実施すること。
- 5 受注者は、週休2日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板（工事中看板）及び工事説明看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- 6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること）。
 - (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
 - (2) 下請業者等の労働者については、当該工事における当該下請業者の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）
 - (3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制（月単位）のみ、(1)、(2)に基づき現場閉所日を集計した資料等）
- 7 本工事においては、予定価格の算定にあたり、労務費に1.02、市場単価方式（土木工事標準単価）による積算に「週休2日制促進工事における経費補正等基準（一般土木工事編）」（公表）に示す補正係数、共通仮設費率に1.01、現場管理費率に1.02の補正係数を乗じているが、週休2日制での施工を達成できなかった場合は、当該補正を解除（設計変更減）する。なお、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準（一般土木工事編）」（公表）による。
- 8 完全週休2日制に取り組んだ場合、工事成績評価について評価する。

（疑義）

第28条 本工事の施工及び設計図書等に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。